

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年6月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年7月28日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

## 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関14箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実施年月日	担当監査職員	
農業総合研究センター水田農業試験場	平成29年6月12日	鈴木委員	武田委員
病虫害防除所庄内支所	平成29年6月12日	鈴木委員	武田委員
村山電気水道事務所	平成29年6月12日	鈴木委員	武田委員
鶴岡電気水道事務所	平成29年6月12日	伊藤委員	加藤委員
農業総合研究センター養豚試験場	平成29年6月12日	伊藤委員	加藤委員
港湾事務所	平成29年6月15日	鈴木委員	武田委員
こころの医療センター	平成29年6月15日	鈴木委員	武田委員
酒田水道事務所	平成29年6月15日	鈴木委員	武田委員
最上電気水道事務所	平成29年6月15日	加藤委員	
河北病院	平成29年6月15日	加藤委員	
農業総合研究センター園芸試験場	平成29年6月15日	加藤委員	
新庄病院	平成29年6月16日	鈴木委員	武田委員
農林大学校	平成29年6月16日	伊藤委員	加藤委員
農業総合研究センター畜産試験場	平成29年6月16日	伊藤委員	加藤委員

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 河北病院

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

前年度会計の監査で指摘した事項について改善されていない等、内部けん制が的確に機能していないため、事務執行体制の改善が必要と認められるものがある。

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納及び追給を要するもの 3

件 要返納額合計 817,920円 要追給額 30,784円

主な事例は以下のとおり

平成28年6月支給分

既支給額 859,695円 (期末手当 100分の100、勤勉手当100分の100)

正支給額 174,458円 (期末手当 100分の 5、勤勉手当100分の 5)

要返納額 685,273円

平成28年12月支給分

既支給額 61,569円 (勤勉手当 100分の20)

正支給額 92,353円 (勤勉手当 100分の30)

要追給額 30,784円

(b) 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの 5件 合計 101,700円

主な事例は以下のとおり

平成28年8月支給分から同年10月支給分まで

既支給額 48,300円

正支給額 0円

要返納額 48,300円

(c) 寒冷地手当について、世帯主区分の確認を行わず、追給を要するもの 5件 合計 172,720円

主な事例は以下のとおり

平成28年11月支給分から平成29年3月支給分まで

既支給額 36,800円

正支給額 89,000円

要追給額 52,200円

(d) 赴任旅費について、支給していないもの 1件

要支給額 590円

(㍑) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの 3件 合計 28,360円

主な事例は以下のとおり

日本大腸肛門医学会2015年会費

請求書受理日 平成28年5月

支払期限 平成28年6月15日

支払日 平成28年7月25日

支払額 10,130円

ロ 農業総合研究センター園芸試験場

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

園芸作物奨励品種決定調査に係る現地試験ほ設置委託 (食用菊)

検査日	平成28年11月30日
請求書受理日	平成29年4月12日
支払日	平成29年4月26日
支払額	20,000円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 1件

冷蔵庫棟冷蔵庫更新工事

検査日	平成29年1月30日
請求書受理日	平成29年4月17日
支払日	平成29年5月15日
支払額	2,574,720円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

- (イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(港湾事務所、酒田水道事務所、河北病院)
- (ロ) 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するものがある。(農業総合研究センター園芸試験場)

ロ 契約

- (イ) 特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないものがある。(新庄病院)
- (ロ) 建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないものがある。(農業総合研究センター園芸試験場)

ハ その他

- (イ) 前年度会計の監査において指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。(こころの医療センター)